



UR賃貸住宅における建築物LCA（ライフサイクルアセスメント）の実施  
ライフサイクルカーボンの算定試行と削減に向けた取組みの検討を開始  
～CO<sub>2</sub>排出量の可視化と削減を目指して～

## 1. 背景

「2050年カーボンニュートラル社会」の実現に向け、建築分野における温室効果ガス排出削減を加速すべく、国において、令和6年11月に「建築物のライフサイクルカーボン<sup>※1</sup>削減に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同会議において「建築物ライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」が決定されました。これを踏まえ、建築物のライフサイクル全体における環境負荷を算定・評価する「建築物LCA（ライフサイクルアセスメント）<sup>※2</sup>」の制度化に向けて議論が進められています。

## 2. UR都市機構の取り組み

こうした背景の中で、独立行政法人都市再生機構（以下、UR都市機構）では、令和7年4月1日に改定した「環境基本方針」（詳細は別紙1、2）を踏まえた取組みの一環として、UR賃貸住宅の一部を対象としたライフサイクルカーボンの算定試行とともに、削減に向けた取組みの検討を始めます。

建築物分野におけるCO<sub>2</sub>排出量は、我が国のCO<sub>2</sub>排出量の約40%を占め、建築物のライフサイクル全体で発生するCO<sub>2</sub>削減が重要な課題となっています。建築物LCAの必要性が高まる中で、UR都市機構も賃貸住宅のLCA算定の試行・取組みの検討を進め、脱炭素社会実現への貢献を図ります。

### （1）ライフサイクルカーボンの算定試行

今年度、UR賃貸住宅（2～4団地程度）において、ライフサイクルカーボン算定の試行を実施します。

### （2）ライフサイクルカーボン削減に向けた取組み検討

試行した算定結果などを踏まえて、UR賃貸住宅においてライフサイクルカーボンへの影響が大きい要素を把握し、ライフサイクルカーボン削減に向けた課題の整理を行う予定です。

また、今後のUR事業におけるライフサイクルカーボン算定の実施について検討を行います。検討結果については改めて公表する予定です。

※1 ライフサイクルカーボン： 建築物などが、企画・設計から、製造・建設・運用、解体・廃棄に至るまでの全生涯（ライフサイクル）を通して排出するCO<sub>2</sub>の総量

※2 建築物LCA： 建築物のライフサイクル全体におけるCO<sub>2</sub>を含む環境負荷を算定・評価すること

### 【本件に関するお問合せ先】

UR都市機構 本社

技術監理部 技術統括課

広報室 広報課

（電話）045-650-0154

（電話）045-650-0887

UR都市機構は、平成 17（2005）年度に「環境配慮方針」を宣言し、環境に配慮したまちや住まいづくりを推進してきました。昨今の環境に関する動向を踏まえ、多様化する社会的要請に応えるため、令和 7（2025）年 4 月 1 日に本方針を「環境基本方針」として改定し、脱炭素社会の実現や気候変動への適応など 7 つの項目を掲げ、環境への取組みを推進してまいります。

## 環境基本方針

制定:2006年2月28日

改定:2025年4月1日

「人が輝く都市をめざして、美しく安全で快適なまちをプロデュースします。」という企業理念に基づき、「環境基本方針」を制定し、環境に配慮した事業活動や、環境負荷低減に向けた取組みを推進することにより、豊かで潤いのある環境と持続可能な社会の実現に貢献します。

1. 脱炭素社会の実現に向けたまちや住まいをつくります。
2. 気候変動に適応し、安全・安心で快適なまちや住まいづくりを推進します。
3. 生物多様性に配慮し、環境の保全・再生・創出に努め、自然と共生するまちや住まいづくりを推進します。
4. 限りある資源を有効に利活用し、持続可能な循環型社会の形成に貢献します。
5. 環境マネジメント体制を整備し、関連法令等を遵守の上、課題解決につながる行動を自ら考え、実践します。
6. 環境意識の向上を図るため、環境教育や啓発活動に取り組みます。
7. 環境への取組みについて積極的な情報発信を行い、お客さま、地域社会、行政、民間事業者、投資家など、ステークホルダーの皆さまと連携・協働を図ります。

独立行政法人 都市再生機構

理事長

江田 優

環境基本方針に基づくまちや住まいのイメージ図

